

安全教育訓練受講料交付要綱

(公社) 北海道トラック協会

第1条（事業趣旨）

公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、ドライバー等の安全意識向上及び運転技能向上を図るため、北海道において総合的な安全運転研修施設を活用した安全教育訓練を設定し、これを従業員に受講させた北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。また、道外の安全運転研修施設における安全教育訓練の受講については別に定める。

第2条（交付対象）

交付対象者は研修施設における訓練受講時、及び申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

2 交付対象受講者は北海道内の地区トラック協会に所属する会員事業所に所属する運転者とする。

第3条（助成対象研修施設）

- (1) 株式会社苫小牧ドライビングスクール
- (2) 株式会社苗穂自動車学園 釧路自動車学校

第4条（助成実施期間）

助成実施期間は令和7年4月1日から令和8年2月27日までとする。

第5条（助成対象研修及び助成額等）

助成対象の研修及び助成額は、下表のとおりとする。

なお、受講料以外の費用については助成しない。

研修名	受講料（1名）	助成額
一般運転者研修1日コース	31,500円	31,500円
一般運転者研修2日コース	42,000円	42,000円
一般運転者研修3日コース	67,200円	67,200円
初任運転者研修1日コース	31,500円	26,500円
初任運転者研修2日コース	47,250円	37,250円
初任運転者研修3日コース	67,200円	67,200円
添乗・指導管理者研修1日コース	31,500円	31,500円
添乗・指導管理者研修3日コース	67,200円	67,200円

第6条（助成限度人数）

1回の研修における1会員の助成限度人数は4名とする。

ただし、初任運転者研修またはGマーク認定事業所の運転者が3日コースを受講する場合はこの限りではない。

第7条（受講申込）

受講を希望する会員は受講申込書を実施機関へ提出し申し込む。

また、受講申込を受けた実施機関は受講の可否等を速やかに申込者へ連絡する。

第8条（助成金の請求）

助成金の請求は助成対象機関が毎月末に取り纏め、受講者名簿及び修了証の写し等必要書類を添付し、北海道トラック協会へ請求することとする。

ただし、第4条に定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。